

省 令

○総務省令第七十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

総務大臣 山本 早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令
総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第二項第六号中「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める。

附 則

この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○財務省令第七十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四條第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

財務大臣 麻生 太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九仙台中の項中「車町」、「名掛丁」及び「東七番丁から東十番丁まで」を削る。

附 則

この省令は、平成二十七年九月十九日から施行する。

○農林水産省令七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四條第二項及び第四十九條第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

農林水産大臣 林 芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する

省令（第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十七号を第四十八号とし、第十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

製劑

別表第三中「モキシデクチンを含有する外皮用剤（の）下に「犬又は」を加える。

別表第三中第百二十四号を第百二十五号とし、第十六号から第百二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 オクラシチニブ

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

農林水産大臣 林 芳正

環境大臣 望月 義夫

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一中六を削り、七を六とし、八を七とし、九を八とする。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○国土交通省令第六十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第四条の二第一項第四号の規定に基づき、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができないものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令
船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附 則

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

○環境省令第三十三号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三條第一項、第十四條の三第一項及び第二十七條の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

環境大臣 望月 義夫

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令
水質汚濁防止法施行規則の一部改正
第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。
（排水基準を定める省令の一部改正）
第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附 則

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされてゐる施設を含む。）を設置する工場又は事業場から法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての排水基準（法第三条第一項に規定する排水基準をいう。）は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条

この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

設を含む。）を設置する工場又は事業場から法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての排水基準（法第三条第一項に規定する排水基準をいう。）は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○法務省告示第四百八十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年九月十八日

法務大臣 上川 陽子

- 住所 京都市西京区桂久方町178番地4 本在賢 昭和34年6月9日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李正一 昭和36年11月19日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李真実 昭和41年4月3日生
- 住所 京都府福知山市宇堀1102番地11 裴清美 昭和29年3月30日生
- 住所 東京都江東区堀浜2丁目16番5号 朴頌永 昭和42年12月20日生
- 住所 京都市西京区桂久方町178番地4 本在賢 昭和34年6月9日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李正一 昭和36年11月19日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李真実 昭和41年4月3日生
- 住所 京都府福知山市宇堀1102番地11 裴清美 昭和29年3月30日生
- 住所 東京都江東区堀浜2丁目16番5号 朴頌永 昭和42年12月20日生
- 住所 京都市西京区桂久方町178番地4 本在賢 昭和34年6月9日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李正一 昭和36年11月19日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李真実 昭和41年4月3日生
- 住所 京都府福知山市宇堀1102番地11 裴清美 昭和29年3月30日生
- 住所 東京都江東区堀浜2丁目16番5号 朴頌永 昭和42年12月20日生
- 住所 京都市西京区桂久方町178番地4 本在賢 昭和34年6月9日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李正一 昭和36年11月19日生
- 住所 京都市伏見区日野西大道町41番地5 李真実 昭和41年4月3日生
- 住所 京都府福知山市宇堀1102番地11 裴清美 昭和29年3月30日生
- 住所 東京都江東区堀浜2丁目16番5号 朴頌永 昭和42年12月20日生